⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑿　必要に応じて申請書のヒアリングを行う。
⒀　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングを実施する場合には必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。
⒁　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒂　競争参加資格の確認の通知において、技術提案により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により競争参加を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。
⒃　評価の担保
①　技術提案等について　受注者の責めにより、「ＰＣ上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」の入札時の技術提案及び技術提案に係わる具体的な施工計画を遵守できなかった場合は履行できなかった提案項目を「否」とした上で、技術提案全体（具体的な施工計画を含む）の再評価を行い当初契約時に取得した加算点との差額分に相当する額（詳細は入札説明書による）を違約金として徴収するとともに、工事成績評定点の減点を行うものとする。工事成績評定点の減点は、遵守できなかった評価項目毎に「当初契約時の加算点」と「不履行となった提案項目を「否」とした上で、技術提案書の再評価を行い、決定した加算点」との差分を減点する。
ただし、違約金は、当初契約額の10％を限度、工事成績評定点の減点は最大10点を限度とし、特に悪質な場合は、最大20点を限度に減点するものとする。また、低入札価格調査制度調査対象工事については、評価項目毎に「満点」に相当する点を減点する。
⒄　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。ただし、総合評価における評価項目については契約締結後のＶＥ提案の対象外とする。
詳細は特記仕様書等による。
⒅　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒆　低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。
⒇　支払条件　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
㉑　本案件は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
㉒　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuhiko Toda Director-General of Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Shimonoseki-kita-baipasu Ayaragi koukakyou viaduct 4th
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 7 May 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 30 A.M. 20 June 2013
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 6―30, Kami-hacchobori, Nakaku, Hiroshima 〒730―8530 TEL 082―221―9231 Extension 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年４月17日
契約担当職
独立行政法人産業技術総合研究所
研究環境整備部　部総括　塩釜　士郎
◎調達機関番号　544　◎所在地番号　08

○産総第７号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　つくば中央地区北・東地区研究廃水処理施設改修他工事　１式
⑶　工事場所　独立行政法人産業技術総合研究所つくば中央第１事業所　〒305―8561 茨城県つくば市東１―１―１
⑷　工事内容　つくばセンター内北研究廃水処理系統の研究廃水処理施設の新設・改修他を行うものである。
⑸　工期　平成26年３月31日
⑹　入札方法　上記１⑵の件名について、入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑻　本工事は、仕様書等に基づいた設計に関する技術を持つ施工者に、設計と施工を一括して発注する工事である。
2　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしている者であること。
①　独立行政法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
②　独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により、「機械器具設置工事」又は「水道施設工事」の「Ａ」の等級に格付けされている者であること。なお、経済産業省において当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、同要領に基づき再格付けされていること。）
③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再格付けを受けた者は除く。）でないこと。
④　本入札公告の日から開札の時までの期間に産総研の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録または設計部門を有していること。
⑥　平成５年度以降に次に掲げる基準を満たす下水処理施設の新設又は更新工事を元請けとして施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上のものに限る。）
処理水量　350㎥／日以上
⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成５年度以降に、上記２⑴⑥の基準を満たす下水処理施設の新設又は更新工事を元請けとして施工した経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上のものに限る。）
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒305―8561 茨城県つくば市東１―１―１
独立行政法人産業技術総合研究所　研究環境整備部施設計画推進室　吉田又は田中
電話029―861―2142